

令和4年定例会8月第2回会議

豊浦町議会会議録

令和4年8月26日（金曜日）

午前10時00分 再開

午前10時08分 散会

令和4年定例会8月第2回会議
豊浦町議会会議録

令和4年8月26日（金曜日） 午前10時00分 再開

◎議事日程（第1号）

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

散会宣告

◎出席議員（7名）

議長	8番	根津公男君	副議長	7番	石澤清司君
	1番	山田秀人君		3番	小川晃司君
	4番	勝木嘉則君		5番	大里葉子君
	6番	渡辺訓雄君			

◎説明員

町	長	村井洋一君
副	町	須田歩君
教	育	吉田朋行君
代	表	菅野厚志君
監	査	委員
委	員	菅野厚志君
員		菅野厚志君
総	務	課
	長	本所淳君

◎事務局出席職員

事	務	局	長	荻野貴史君
書	記	（	会	計
）	任	用	職	員
				熊坂早智恵君

午前10時00分 再開
(出席議員数7名)

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、8月26日は休会の日であり、また、本来、この時間は、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を行うこととしておりましたが、昨日の決算審査特別委員会の中で、町長から廃棄物処理法違反に関する報告があり、この報告の取扱い等を議会運営委員会で協議した結果、急ではありますが、行政報告として受けるべく、本日の決算審査特別委員会に先んじて本会議を再開することに至りましたので、ご承知おき願います。

それでは、定例会8月第2回会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。

よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、1番、山田秀人議員並びに3番、小川晃司議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、昨日の8月25日に開催されました議会運営委員会における本会議の運営等に係る協議結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 昨日であります、8月25日午後4時40分より緊急の議会運営委員会を開催いたしましたので、協議結果等についてご報告いたします。

議題は、新聞やテレビで報道されております廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により町職員が略式起訴された事件であります。議会として、事の経緯を明らかにし、町民にお知らせすることが議会としての責務を果たすことが重要であります。

本日は、決算審査特別委員会の日程が組まれておりますが、緊急に本会議を開催し、この事件に至った経緯について、執行機関の責任者である村井町長より報告を求めることにいたしました。

また、質疑については、本日、決算審査特別委員会が昨日に引き続き開催予定されており、改めて時間を取って、8月30日の午前10時より全員協議会において質疑することといたしました。

以上のことから、定例会8月第2回会議の会期につきましては、1日間としたところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

- 議長(根津公男君) なしと認めます。
よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

- 議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。
議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。
次に、本定例会8月第2回会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。
次に、説明員及び委任職員は3名であります。
以上、報告といたします。

◎行政報告

- 議長(根津公男君) 日程第4、次に、町長からの行政報告を受けることといたします。
村井町長。
- 町長(村井洋一君) それでは、行政報告をさせていただきます。
廃棄物及び清掃に関する法律違反に関する略式起訴についてご報告いたします。
昨年6月25日に廃棄物及び清掃に関する法律違反容疑で警察の強制捜査を受け、本年3月3日に前副町長と担当職員が書類送検されましたが、8月22日、札幌地方検察庁伊達区検察庁から伊達簡易裁判所に略式起訴されました。
町民の皆様をはじめ、多くの方々に、町政の信頼を大きく損ない、大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことにつきまして、改めて心よりおわびを申し上げるとともに、再発防止に全力で取り組んでいかなければならないものと考えており、組織の最高責任者である町長として責任の重さを痛感しているところでございます。
残渣水が投棄されるに至った経緯につきましては、当時、他市町でも処理するところが見つからず、他に方法がない中で、3年もホタテの大量へい死が続く中、漁業者の生活を思うとき、やむにやまれず一時的な処理として至ったものでございます。
利益を傍受するわけでもなく、豊浦町という組織としての判断に基づくものでございまして、担当課職員個人としての判断によるものではございません。無論、実際に関与した個々の者が処罰されるべきという法律の建前は理解いたしますけれども、現実問題として切迫した残渣水問題があり、担当課職員の立場として何らかの対応が求められる中での職務の一環としての行為であり、組織として行った違反行為は、組織の最高責任者である町長の責任であると思っております。
そもそも処理能力を大きく超える水産残渣物や残渣水が発生することに対応し切れなくなったものでございまして、担当課職員が責められる問題ではありません。
町長である私としては、このような責任の一端を担わせてしまったことに、誠に申し訳なく思うとともに、組織の最高責任者としての責任の重さを痛感しているところであり、早急に再発防止に向けた取組を示すとともに、裁判所の略式命令が出されましたら、私の責任の取り方について明らかにしてまいります。
以上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る略式起訴に関しての行政報告とさせていただきます。
誠に申し訳ございませんでした。

○議長（根津公男君） 町長の行政報告が終わりましたが、本件につきましては、先ほどの議会運営委員会の報告のとおり、8月30日に予定しております全員協議会を午前10時に開催し、その中で質疑を行うこととしておりますので、これで行政報告を終わりたいと思います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長（根津公男君） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月26日

議 長

署名議員

署名議員